

十日町市の市民活動団体を応援します！

平成29年度 とおかまち 市民活動 助成金

助成対象経費の総額の10分の10または5万円の少ない方を助成します。

助成額100%！最高5万円まで

[前期]4月15日～9月30日 [後期]10月1日～3月15日

予定数に達した場合、期間途中で締め切る場合もありますのでご了承ください。

■審査および決定方法

1 一次審査(書類)

NPOひとサポ理事会にて
提出された書類を審査します。

できるだけ詳しく記入する
ことがポイント！

2 二次審査(面談)

※書類審査を通過した事業のみ

面談については、応募者の方へ
別途お知らせします。

会場：分じろう(本町2丁目226-1)

応募要項・応募用紙はひとサポ事務局まで。
ホームページからもダウンロードできます。

<http://hitosapo.info>



■助成対象事業(下記すべて該当するもの)

- ①その全部または一部が十日町市の中心市街地以外で実施されるもの
- ②市民活動の活性化が期待できるもの
- ③他団体との連携等、地域の活性化を目的としたもの
- ④不特定多数の市民や来訪者等を対象としたもの(応募者又はその関係者を主な対象としたものは助成対象外)
- ⑤既存イベント等との差別化や工夫が明確に判断できるもの(原則、既存イベント等の継続のみを目的としたものは助成対象外)
- ⑥政治活動や宗教活動を主たる目的としておらず、公序良俗に反していないもの
- ⑦助成金の交付決定日以降、平成30年3月15日までに完了するもの

■助成対象経費

- ア) 謝金(講師謝礼・出演料など)
- イ) 旅費(原則、講師等に支払われるものに限る)
- ウ) 消耗品費(助成対象事業のみに使用されるものに限る・備品等は除く)
- エ) 印刷費(ポスター・チラシなど)
- オ) 通信費(告知のための郵送料など)
- カ) 会場費(使用料・設営費など)
- キ) その他、助成対象事業実施のために最低限必要と認められる経費

■審査基準

- ①独創性：新たなニーズや課題に対して有効な独創性手段を有しているか。
- ②期待度：市民活動活性化の新たな担い手として期待できるか。
- ③継続性：活動を継続・発展させていく意思を有しているか。
- ④波及性：他団体による取り組み誘発など、市民活動活性化の波及効果が期待できるか。
- ⑤連携性：地域や他団体等と具体的に連携・協力した取り組みか。
- ⑥実現性：明確な事業目標・計画・予算・実施体制など、実現性を有しているか。

■応募方法

「とおかまち市民活動助成金 応募様式」に必要事項を記入し、公募期間内に事務局へ郵送または持参してください。応募の際は事前にご相談ください。
応募様式は、事務局またはホームページより入手できます。

応募書類は審査のポイントとなります。できる限り詳しく記載してください。

■申し込みおよび問合せ

NPO法人 市民活動ネットワークひとサポ

(午前9時～午後5時 火曜日を除く)



〒948-0082 十日町市本町2丁目226番地1
十日町市市民交流センター分じろう
TEL 025-761-7444 FAX 025-761-7445
E-mail info@hitosapo.info HP <http://hitosapo.info>

詳しい応募要項は
事務局窓口または
ホームページにて
ご覧ください。

本助成金に限らず、
市民活動に関する
ご相談を随時
受け付けています。
まずはお気軽に
ご相談ください。